

## 令和元年7月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和元年7月12日(金曜日)午後2時30分から午後3時22分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

### 1. 開 会

### 2. 会議録署名者の決定

### 3. 議 事

日程第 1 (議案第15号) 相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について(学校教育部)

日程第 2 (議案第16号) 相模原市指定文化財の指定に係る諮問について(生涯学習部)

### 4. 報告案件

報告第 1号 相模原市議会(令和元年6月定例会議)について(教育総務室)

報告第 2号 傍聴人に配布する会議資料の取扱いについて(教育総務室)

### 5. 閉 会

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 大 山 宜 秀

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

説明のために出席した者

教 育 局 長 小 林 輝 明 教育環境部長 渡 邊 志寿代

学 校 教 育 部 長 細 川 恵 生涯学習部長 大 貫 末 広

教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長 佐 野 強 史 教育総務室担当課長(総務企画班) 江 野 学

学 務 課 長	岩 崎 雅 人	教育環境部参事 兼学校保健課長	原 田 道 宏
教育環境部参事 兼学校施設課長	小 杉 雅 彦	学 校 教 育 課 長	篠 原 真
学校教育部参事 兼教職員人事課長	農 上 勝 也	教育センター担当課長 (研究・研修班)	加 藤 政 義
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	遠 山 芳 雄	文化財保護課長	関 みどり
文化財保護課主任	土 井 永 好	スポーツ課総括副主幹 (施設管理班)	山 崎 則 仁
事務局職員出席者 教育総務室主任	島 崎 順 崇		

## 開 会

野村教育長 では、ただいまから、相模原市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井廣子委員と岩田委員を指名いたします。

### 相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程 1、議案第 1 5 号、「相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

細川学校教育部長 議案第 1 5 号、相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市子どものいじめに関する審議会委員 1 名から任期途中において辞職したい旨の申出がございましたので、これを承認し後任の委員を委嘱することにつきまして、提案いたすものでございます。

恐れ入りますが、議案第 1 5 号、参考資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、相模原市子どものいじめに関する審議会の概要につきまして、ご説明申し上げます。

本審議会は、1 の設置目的にございまして、いじめ防止対策推進法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策につきまして、教育委員会の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する機関でございます。

2 の定数及び構成でございますが、委員の定数は 1 2 人以内、委員構成につきましては、ご覧の 5 つの区分から選出しております。

任期は、委嘱の日から 2 年でございますが、補欠の委員の任期に当たりましては、前任者の残任期間としております。

4 の活動内容でございますが、主にいじめの現状と実態の分析に関する事、いじめ防止等のための取組の有効な対策に関する事、市のいじめ防止基本方針の取組の検証及び見直しに関する事等につきまして審議を行っているもので、平成 3 0 年度はこうし

た内容につきまして3回の審議会において、様々なご意見をいただいているところでございます。

続きまして、議案第15号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、辞職される委員についてでございます。解囑の欄にございますとおり、児童養護施設中心子どもの家前所長、下鳥善男委員につきまして、任期途中ではございますが、組織上の都合により辞職したい旨の申出がございました。

次に、後任として委嘱する委員についてでございます。

名簿の9番目、丹清氏でございますが、辞職された下鳥善男氏に代わりまして、児童養護施設中心子どもの家所長に就任された方でございます。

任期につきましては、附属機関の設置に関する条例におきまして、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間と定めてありますことから、令和元年7月19日から令和2年6月19日までとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりましたので、これより、質疑、ご意見がありましたらお願いをいたします。

どうでしょうか。特にございませんか、よろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 では、質疑、ご意見がございませんので、採決を行います。

議案第15号、「相模原市子どものいじめに関する審議会委員の人事について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第15号は可決をされました。

#### 相模原市指定文化財の指定に係る諮問について

野村教育長 次に、日程2、議案第16号、「相模原市指定文化財の指定に係る諮問について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

大貫生涯学習部長 議案第16号、相模原市指定文化財の指定に係る諮問について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第5条第1項により、新たに1件、2点の文化財を相模原市指定文化財に指定することにつきまして、同条例第31条第1項第1号の規定に基づきまして、相模原市文化財保護審議会に諮問いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、中段の表をご覧ください。

新たに指定を予定している文化財についてでございますが、名称の欄のところです。大日野原遺跡出土の土偶付深鉢形土器及び人体文深鉢形土器でございます。

種別といたしましては、有形文化財の考古資料、縄文土器で、数は2点となります。

所有者は市内在住の個人でありまして、現在、市立博物館に資料寄託されております。

それでは、続きまして、議案第16号関係資料のページをおめくりいただいて、3ページをご覧ください。

はじめに、土偶付深鉢形土器でございますが、今から約5,500年ほど前、縄文時代中期の半ばごろに属する土器でございます。1体の土偶が土器の口部分に座り込み、あたかも土器の内側をのぞき見るかのような造形で表されているものでございます。

続きまして、裏面4ページをご覧ください。

人体文深鉢形土器でございます。これも時期を同じくするものでございますが、先ほどの土偶付土器よりも古い段階の資料でございます。見つかっている器の表面に人とも動物とも言い切れない文様が施されております。

2つの土器はいずれも耕作中に発見されたものでございますが、40年にわたりましてその存在を知られておりまして、国内外の展覧会に出品された経過もありまして、活用が先行している文化財でございます。

なお、詳細につきましては、文化財保護課からご説明させていただきます。

土井文化財保護課主任 2つの諮問資料の説明に先立ちまして、議案第16号関係資料の2ページをご覧ください。この2つの諮問資料が出土した場所をお示ししてございます。

場所は、緑区澤井の山間地なのですが、その約30ヘクタールを超える部分に關しまして、台地上に広がる平坦面がございます。ちょうど、ふるさと自然体験教室「やませみ」の西側に広がる台地上でございます。その場所におきまして、昭和30年代から40年代にかけて耕作をやっているときに、2つの諮問資料が発見されてございます。

2ページの右下にお示しした図は、この大日野原と呼ばれている台地上で、これまで発掘調査を行っているところでございます。

小さい波線のマークで第1次調査ということでお示したのは、昭和28年に立川市の市立高校が発掘調査を行った場所でございます。第2次調査、溝状に発掘調査をした場所がございます。これは昭和62年に藤野町史の編さん事業で当時の藤野町が行った発掘調査でございます。第3次調査と第4次調査は、平成20年から平成28年度にかけて中央大学と相模原市立博物館の共同調査で発掘調査を行っておりまして、その場所を表してございます。

今回の諮問資料に関しましては、大きい波線のマークで示したところが、この資料の所有者が所有する土地でございまして、耕作中に発見があったということでございます。

それでは関係資料の3ページ、まず土偶付深鉢形土器についてでございますけれども、ただいま、生涯学習部長が説明をしたとおり、土器の縁の部分に土偶が腰かけているような造形でございまして、通常は土器の縁につけられた装飾部分というのは、外されて廃棄される例が多いのですけれども、この資料に関しましては、当初土偶は一個体別に発見されておりました。それと、土器本体の方の接合を試みていたところ、ちょうど土器の縁の部分にその土偶が接合する状況がわかりました。

この類例は少ないものでございます。相模原市周辺ですと、東京都多摩市の多摩ニュータウンの遺跡、それから町田市の小野路、それから横浜市緑区の三保というところで、これに似たような土器が発見されておりますが、数は極めて少ない資料でございます。土偶が土器の中をのぞき込むような形になっております。土器自体は火を受けて土器の表面が黒く変色しており、煮炊きに使われた土器かと推測できるのですけれども、そういった調理用の土器の中をのぞき込む、植物資源や動物資源といったものを煮沸して新しい食料として生まれ変わるという、そういった状況をその土偶が眺めているというようなことが考えられます。

続きまして、4ページでは、先ほど、人とも動物とも言い表せないような珍しい造形という説明がございましたけれども、この類例も長野県、山梨県、それから東京都、多摩地方で、多くではないのですけれども、見つかる資料でございます。

形としましては、頭の部分と胴体の部分と、それから手足の部分が表現されておりますが、手の形を見ていただくと3本の指を両手で表している、図案化されているものでございます。それと首の部分、そして手首の部分がこぶ状にちょっと盛り上がっている、そういった造形もされておりますが、こういった造形は、生まれた赤ん坊がすこやかに成長していくと首の部分ですとか手首の部分がちょっと膨らんだ形を示します。そういった成長を

表す図案ということが1つ考えられます。また、指3本の造形につきましては、この形はカエルと人間の両方の特徴を併せ持ち、どちらともいえないような造形をしております。カエルにつきましては、やはりこういった土器の文様、造形のモチーフとして多く使われているものでございまして、新しい生命の生まれ変わりというものをカエルなどの形を借りて表現をしているということがここ30年来、研究者の研究から導かれているところでございます。

指3本の表現につきましては、新月から満月になる、月の生まれ変わりを、数字の3で表しているのではないかという考えを持つ研究者がおります。

4ページの下の右の拓本をとった図で、土器の右側に展開している同心円状の文様、ちょうどここでは丸が2つとちょっと見えますけど、これがもっと続くのかどうかというのは、接合資料がありませんのではっきりしませんけれども、月が新しく生まれ変わってくるまでの空白の時間というのが3日間ないし2日ということが言われております。その3を指の形をもって表しているのではないかと考える筋もでございます。

同じく、この同心円状の円はよく見るとおたまじゃくしの卵を模しているようにも見受けられます。いずれにしましても新しい生命の誕生ですとか、水辺に生きる動物の姿を借りて死ですとか再生、それは物の命ですとか自分たちの食料となる植物資源、動物資源の再生を期待するような表現で土器の文様として表されているものでございます。

以上、こういった研究成果もある中での、市内で、いまのところは唯一と思われる資料でございます。

資料の活用についてですが、昨年夏に東京国立博物館でありました、「縄文 1万年の美の鼓動」という展示会におきまして、公開されておるところでございます。既に多くの方々の目に触れている資料でございますが、今後は市の指定文化財として、活用を図っていければと考えております。

以上です。

大貫生涯学習部長 続けてで申し訳ありません。恐れ入りますが、この議案第16号の関係資料1ページにお戻りいただけますでしょうか。

提案理由でございますが、縄文時代中期、縄文時代が一番花開く時期ということで、その時期の人々の生活環境、また心象風景をこの土器の造形に見事に投影していることがうかがえる、また考古資料として極めて高い価値が認められるものでございますので、市の指定有形文化財に指定して、今後の適切な保護、措置を図ってまいりたいと存じます。

最終の5ページをご覧くださいませでしょうか。本年4月1日現在の本市における指定登録文化財数の内訳でございます。

今回、諮問させていただきます1件を指定できた場合、市の指定文化財は全部で64件となります。また、国の指定及び登録文化財、そして県の指定文化財を含めまして、総計は180件となります。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 丁寧な説明ありがとうございました。では、この件につきましての質疑、ご意見があればお願いをいたします。

大山委員 詳しいご説明をお聞かせいただきありがとうございました。

この縄文時代の大事なものが今、40年前に発掘されたものが、40年経って重要な文化財、有形文化財に指定されるという、大分時間が経っていますけど、今に至ったことの原因、それからもう1つは、個人の所有ということになっていますけども、寄託という意味について、ちょっとご説明をいただけないかなということと、もう1点は、2つ目の土偶が長野県で同様のものが発掘されているということで、もしかして長野県の立科町の近くの縄文の土器がかなり出土されているような博物館がございますが、その辺のことを指しているのでしょうか。

以上です。

関文化財保護課長 40年以上前に掘り出されまして、文化財の指定が今に至った理由につきましては、主に所有者の同意がここでやっと取れたということで文化財に指定することができたということでございます。

博物館に寄託ということにつきましては、博物館が預かって大切に保管しまして、必要があれば展示等で活用する、利活用も含めて博物館が責任をもって行うということでございます。

長野県での出土の件につきましては、主任から説明をさせていただきます。

土井文化財保護課主任 長野県の同様の出土資料としましては、長野県の富士見町に井戸尻考古館という資料館があるのですが、その井戸尻遺跡という場所から見つかっている土器が現在、国の重要文化財になっておりまして、今回のこの諮問資料と同じモチーフで絵描かれているものでございます。

ほかの八ヶ岳周辺地域でもこういった資料がございまして、中央自動車道の建設に伴い

まして発掘されました阿久遺跡ですとか、ちょっと山梨県の方になってしまいますけれども、釈迦堂遺跡、そういったところから同じような文様の構成・モチーフでつくられている土器が多くございます。

これは日本だけではございませんで、実は西アジアからインド、中国、それから、アメリカ大陸にもカエルをモチーフにして土器なり、造形物をつくるということがありますので、そのカエルが意味するもの、裏にあるものは何かというものを探っていく上での資料としても今回の資料は大変重要なものとなります。

以上でございます。

岩田委員 確認と勉強のために教えていただければ。

5 ページのところ、市の指定文化財と市の登録文化財で、指定の方は「歴史や文化を知る上で重要な」となっていて、登録の方は「歴史や文化を知る上で貴重な」、あと、現状変更等は届出制というところで、重要と貴重はどちらが大事かというか、どういうふうに指定と登録というのを考えたらいいかを教えていただきたいと思うのですが。

関文化財保護課長 指定と登録の違いといいますと、一番わかりやすいのが市域全体で重要であることが指定の要件。それで市の中でも特定の地域で貴重なものが登録というような考え方が原則にあります。

それで、指定登録制度は国でもございますし、県では指定だけで登録制度はないのですが、指定と登録の重要度でいいますと、指定の方が現状変更をするときに許可制ということでハードルが高くなっております。登録の方は届出制ということで指定に比べてはハードルが低い、そういうふうになっております。

以上でございます。

永井教育長職務代理者 いわゆる案件として、諮問だとか提案に反対するものではありません。大賛成でございます。

3 ページ、4 ページを見ると、とてもきれいな写真でしかも鉢の中をのぞき込むなどというのは、僕は初めて見て、ああ、すごいなと思っているのですが、同じように4 ページもこの模様、このような模様がはっきりと見えるのだということで感激すらするところですが、ぜひ、広く市民にとか、あるいは小中学生が、どこまで興味持っている子どもたちがいるかわかりませんが、ぜひ、そういう機会があれば、まず知らせてというような感じがあります。

それでさっき、もともと個人所有だと、そういうものが解けてというお話がありました

ので、そういうことからもっと広く市民にと、あるいは小中学生にも宣伝をすると、そういうことが可能なのかどうかお聞きしたいと思います。

関文化財保護課長 広く周知ということにつきましては、指定文化財となりますと、市の広報、ホームページ、あとは私どものインスタグラムで周知をいたします。あと、パンフレットもつくります。それで、あと展示。直近で決まっているのが藤野小学校の屋内運動場を会場といたしまして、11月初めに開催予定の藤野文化祭で出品することが、進められておりまして、発見された地元での公開を契機といたしまして、利活用の弾みがつくように私どもも期待をしているところでございます。そういった中で、小中学校生の皆さんも見ていただければと思います。

また、決まてはいないのですけれども、博物館でも、過去の例を考えますと指定文化財の指定をしますと、記念の展覧会のようなものもやっていただけることが多いので、このことにつきましても、博物館と調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

野村教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

今、永井教育長職務代理者からお話がありましたけれども、写真を見ても大変すばらしい、希少価値、学術性、大変貴重なものであるということがおわかりになったと思うのですが、事前のご説明を文化財保護課から聞いていたときに、これだったら国指定ではないのかということをお尋ねしたのですけれども、完全な形で出てきたものではなくて、たしか、ある程度整形して手を加えたものであるということなのですね。そうしたことから……。

大貫生涯学習部長 色が少し違うところが。補強してあります。

野村教育長 国指定にはなかなか至らないなという説明を受けましたので補足でお話をさせていただきました。

よろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 では、他に質疑、ご意見がありませんので、これより採決を行います。

議案第16号、「相模原市指定文化財の指定に係る諮問について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第16号は可決をされました。

相模原市議会（令和元年6月定例会議）について

野村教育長 それでは、ここから報告案件に入ります。

報告第1号、「相模原市議会令和元年6月定例会議について」事務局より報告します。

佐野教育総務室長 では、報告第1号、相模原市議会、令和元年6月定例会議につきまして、ご報告させていただきます。

相模原市議会6月定例会議につきましては、5月28日から6月28日までの日程で開催をされました。お手元でございます、この資料につきましては、6月定例会議の代表質問と一般質問の教育委員会関係の質疑の一覧となっております。

資料の2ページ目をご覧くださいと存じます。

代表質問は5名の議員から計26問の質問がございまして、質疑の内容につきましては、3ページから11ページのとおりでございます。

次に15ページをご覧くださいと存じます。

一般質問は9名の議員から計25問の質問がございまして、質疑の内容につきましては、16ページから24ページのとおりでございます。

代表質問及び一般質問の概要といたしましては、夜間中学の設置に向けた対応状況や外国籍等の児童生徒に対する日本語指導の取組などに関する質問がございました。特に代表質問では、市長の就任に当たっての、教育施策を含めました市全体の施策の考え方を示した所信表明に関する質問が多くございまして、市長が答弁者となるものが多くございました。

ここで一つひとつの質問と答弁に関する報告は省略させていただきますが、それぞれの質問と答弁に関して、ご質問等がございましたら担当課からお答えさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたらお願いをいたします。

今、教育総務室長からお話がありましたように、今回は市長が選挙でいろいろな施策を表明していたので、教育分野についても私より市長が答える場面が大変多かった議会でした。主な回答についてはここに出ておるところでございます。どうでしょうか。

ちょっと私から1つ補足をさせていただくと、21ページに中学校給食の質問がありました。ここで表記しているのは1問目で回答した内容だけなのですが、改めて議員から全員喫食の完全給食を早期に目指すべきだけれども、検討をどう進めるのかという質

問がありましたので、この件については私が改めて答えました。

教育委員会としては検討の組織をつくって、まず市内検討を行い、次いで外部の、学識経験者、その他いろいろ関係者を入れた、また保護者の意見も聞くような形で２段階に分けて検討は進めますという、お話をしました。

その上で、今、市が教育施策の中では学力保証の取組ですとか、支援教育の充実とか、または夜間中学の設立、プログラミング教育、また遅れているＩＣＴ機器の整備、こうしたものにも注力する必要がある、あるのだというお話をさせていただいて、川崎市で３年前に中学校が完全給食ということで給食センターを開始しましたが、１８年間で約４５０億円の費用がかかるという、そんな例も紹介させていただいて、ですから、この学校給食、中学校の完全学校給食の実施ということについては、市の総合的な施策の体系の中で委員会の中での検討を踏まえて判断する必要がある、大変大きいことであるということをお答えしました。ちょっとここに書いていませんがそのようなことお話しいたしました。

ざっと見ていただいて皆様から何かございますでしょうか。

大山委員 今の教育長の説明でよくわかりました。

教育委員会関係全般の質疑に関しては、おおむね今までの継続という形で。

ただ、この給食に関して、この質疑応答ではなかなか読めませんでしたので、今の教育長の説明でよく理解できました。

非常に、例えば川崎市などで予算、お金がかかっているという事実はやはり認めざるを得ないだろうと思いました。

だけど、今後、検討する組織をつくって十分に検討するという、態度ですから。わかりました、理解できました。

野村教育長 教育委員会としても当然、現状がベストとは考えてないと。さらに子ども、保護者に喜ばれる給食を目指すというのを基本に持っていますということをおっしゃった上で、今、私が言ったような形でお話をしました。

いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 それでは、この件は終わりにさせていただきます。

#### 傍聴人に配布する会議資料の取扱いについて

野村教育長 次に、報告第２号、「傍聴人に配布する会議資料の取扱いについて」を事務

局から説明をいたします。

佐野教育総務室長 報告第2号、傍聴人に配布する会議資料の取扱いにつきまして、ご説明申し上げます。

本案件は、相模原市審議会等公開基準の改正を踏まえ、相模原市教育委員会の会議における傍聴人に配布する会議資料の取扱いについて改正したため、報告するものでございます。

恐れ入りますが、資料の裏面をご覧ください。

今までは、傍聴券の裏面に上段のように注意事項を記載しており、傍聴人への配布資料につきましては、議事日程以外は会議後に回収することとしておりましたが、本日の会議からは下段のように注意事項の記載内容を変更し、原則として資料を回収せず、そのままお持ち帰りいただくものでございます。

ただし、予算や条例等の市議会提出議案に係る市長からの意見聴取に関する議案など、配布することが適切でないとする場合は、引き続き回収することを予定しております。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

野村教育長 会議資料の取扱いを変更する旨の説明であります。

ご質問とかがございますでしょうか。

永井(廣)委員 回収する場合があるというのは、その傍聴する方が事前にもらった資料の中でこれは回収します、これは回収しませんということが、すぐわかるような状態で配布していただけるということでしょうか。

江野教育総務室担当課長 もちろん、そのような運用をこれからしてまいります。

野村教育長 ほかに何かございますでしょうか。この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」)の声あり

野村教育長 では、この件については終わらせていただきます。

それでは、ここで前回の定例会議からこの1カ月間の私の主な活動についてご報告をさせていただきます。

まず、6月14日には、市の美術協会が主催されている市民ギャラリーで行った美術展を見に行ってみまして、いろいろご説明ですとか活動の様子等を協会の方からお話を伺ってまいりました。

それから、7月1日には、本市にある5つの武道の団体の連絡協議会の代表の方が市長に面会ということで私も同席をいたしました。かねてからの武道ができる武道会館、こう

したものの設立等がご要望としてお話に上がっていたところでございます。

それから2日には、市民カメラマンの天野さん、青根に在住の方でございます。この方から本市の小中学校に写真集の寄贈がありました。これは市長から感謝状を贈呈するという事で面会をして、市長と一緒にお話を伺いながら、これまでのいろいろな写真集も見せていただきましたが、特に津久井地区の写真を製本したものでございまして、大変自然を含めていろいろなイベントですとか数多くの写真がありまして、津久井地区だけでなく、市内の全小中学校に配られるものなので大変貴重なものとして、ありがたくお受け取りしたところでございます。

それから、7月3日には本市と友好都市であります、無錫市の学校教育視察団がこちらに参りました。主に本市のICT教育、活用状況について知りたいということで視察に来られました。お話を聞くと、日本以上に中国ではICT教育は大変進んでいるという印象でございました。本市の緑ヶ丘中学をはじめ、幾つかの学校での取組を視察いただいたということでございます。

それから、7月9日には、やはり図書の贈呈ということで社団法人のフォーギブネスフロムヒロシマという団体の代表の方が見えました。これは広島での被爆体験をベースに平和活動を行っている団体でございます。こちらの代表の方から被爆2世の方が出されました広島での体験の本を日本語版と英語版ということで市立の小中学校へ寄贈いただくということで、こちらにご挨拶にきていただき、お礼を申し上げたところです。

市内の中学校では10校を超える学校が既に平和教育ということで広島の方に今、行っているという状況でございますので、そのような話を交えながら平和教育の大切さ等の意見交換をさせていただいたところです。

それから今週の10日、一昨日ですが、私と局長、学校教育課のメンバーで川崎市の夜間中学校の視察に行っていました。

実際、通われている生徒さんは、たしか23名、約20人は外国につながるの方です。ネパールの方が一番多かったでしょうか。あとは、フィリピン、タイ、スペイン等、多様な国の出身の方が学ばれている。日本の方ですと3名のご高齢の方がやはり学び直したいということで、来ておられます。

いろいろ校長先生から授業のご説明を受け、また授業風景も見てまいりました。それから学校を運営する上での課題でありますとか、そうしたことも事細かくお話を聞いてきました。これは西中原中学の70周年の記念誌ですが、ここにも「仲良く楽しい夜間学級」

ということで、このような特集もありますけども、後で見ただけならと思います。

現在、川崎市も150万人の都市で、この1つの学校なのですね。横浜市も364万の中で、今1つの夜間中学でやっているという状況があります。

一方で、ここで新しくつくった、埼玉県の川口市では、1つの市立の夜間中学に80数名が来ている状況です。その地域、地域によって全く状況が違うということもありまして、本市でもこれまで独自にアンケート等をやってきたところですが、この辺のニーズ把握が本当に難しいと思っております。いずれにしても今、県ともいろいろお話し合いを進める中で、学びを必要とされている外国につながる方、または日本の方がいらっしゃることは間違いのないことですので、市としてもこうした学びの場を提供する、夜間中学をつくっていくことについては引き続き、積極的に検討していきたいと考えています。

また、川崎市の資料等もありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それから、今月に入って、昨年、今年で新校長が相当学校に誕生しておりますので、そうした新校長の学校を、また回り始めて学校運営の課題を伺ったり、今教育委員会で進めようとしているお話を説明したり、そのような活動をしているところであります。特に、働き方改革はどうなっているかということ伺ったり、それから来年から始まる小中一貫教育についての取組の状況、この辺のお話を伺う。そしてまた、教育委員会の考え方をお話したという、そのようなことをしております。

スポーツ関連では、幾つかのホームタウンチームの観戦に行ったり、体育協会の役員評議会の懇親会に出席したりという、そういうことをしてまいりました。

報告は以上でございます。

では、ここで次回の会議予定日の確認をいたします。まず、次回の定例会ですが、8月9日、金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、次回の会議は8月9日、金曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

次に、教科書採択に係る会議についてでございます。

教科書採択につきましては、例年、7月又は8月の定例会において、審議をいただいているところでございますが、本年につきましては、7月26日、金曜日、午後2時30分から、臨時会を開催してご審議いただきまして、この1日では審議が終了しないことが見込まれますので、8月2日、金曜日、午後2時30分から、引き続き審議いただきたい

と考えてございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、教科書採択に係る会議は7月26日、金曜日、午後2時30分から臨時会を開催し、次に、8月2日、金曜日、午後2時30分から、2日目の会議を開催することといたします。

なお、臨時会の開催場所については、本館2階、第一特別会議室で開催することといたします。

この件について、事務局から補足があればお願いをします。

篠原学校教育課長 5月14日の定例会において決定いただきました令和2年度相模原市立小中学校使用教科用図書の採択基本方針に基づき、今年度は、小学校において令和2年度に使用する教科用図書、中学校において令和2年度に使用する教科用図書、小学校及び中学校で令和2年度に使用する特別支援教育関係教科用図書を採択いただきます。

つきましては、7月26日、金曜日には小学校で使用する教科用図書の7種、社会、国語、算数、理科、生活、音楽、保健を、8月2日、金曜日には小学校の6種、国語、書写、図工、家庭科、外国語、道徳についてご審議いただき、小学校の教科用図書13種目を1つの議案として採決、そして、中学校教科用図書及び特別支援教育関係の教科用図書につきましても、ご審議いただく予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

野村教育長 今の件、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉 会

午後3時22分 閉会